

中山間地域にお住まいの皆さまへ

高校生の通学費（路線バス定期券代及び乗合タクシー運賃）の一部を補助します

長野市では、中山間地域における定住促進とバス路線維持のため、中山間地域にお住まいの高校生のバス通学定期券代（片道定期含む）の一部を補助しています。

また、令和8年度からは一部の乗合タクシー運賃も補助の対象となる場合がございます。

【補助対象の高校生】…①と②の条件を満たし、かつ、③または④の条件を満たす方

- ①浅川、小田切、芋井、篠ノ井(信里)、松代(豊栄・西条)、若穂(保科)、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区のいずれかにお住まいの方
- ②1か月あたりの通学定期代又は乗合タクシー運賃が1万8千円を超える方
- ③通学定期券により路線バスを利用し、高等学校等に通学する方
- ④ICカードにより乗合タクシーを利用し、高等学校等に通学する方

【補助金額】

- ①対象区間の通学定期券及び運賃の額から1か月あたり1万8千円を超えた額
- ②補助限度額は1か月あたり1万円



～補助対象区間～

路線	対象区間
路線バス ループ橋経由戸隠線、松代線、金井山線（アルピコ交通） 鬼無里線、新町大原橋線、高府線（市営バス）	自宅の最寄の停留所から 長野駅までの間で、乗車する区間
乗合タクシー 芋井銚子口線	自宅の最寄の停留所から 花の小路※までの間で、乗車する区間 <small>※花の小路から長野駅までの路線バス通学定期券を併せて購入する場合は、その区間も対象となります。</small>
乗合タクシー 篠ノ井新町線	自宅の最寄の停留所から 篠ノ井駅までの間で、乗車する区間

補助額の算出方法は以下のとおりです。詳細は市HPをご覧ください。

■路線バスの場合■

対象区間の1か月あたりの通学定期券代※ — 18,000円 = 補助額（1か月当たり）

※この制度で定める1か月あたりの通学定期券代は、最も経済的な金額となるため、

3か月定期券、6か月定期券などのうち最も割引率が高いものが基準額となります。

■乗合タクシーの場合■

対象区間の1か月あたりの乗車実績額※ — 18,000円 = 補助額（1か月当たり）

※1日あたり乗車2回を上限とします。ICカードの利用が必須となります。

◎申請方法について



次の点にご注意いただき、申請をお願いします。

1 申請者

令和8年4月1日以降に路線バス（通学定期券使用）または乗合タクシー（ICカード使用）で通学している高校生の保護者

2 補助の対象となる費用

令和8年度に使用する路線バス通学定期券の購入費及び乗合タクシーの乗車運賃

3 申請に必要な持ち物

ながの電子申請サービスにより申請の受付を行っております。

令和8年4月1日以降に添付の二次元コードから申請してください。

【窓口での申請の場合は以下の書類を後述の申請書提出場所までご提出ください】

- 長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付申請書
- 長野市過疎地域等高校生通学費補助金交付請求書
- 長野市過疎地域等高校生通学費補助金概算払請求書（2枚）
- 長野市過疎地域等高校生通学費補助金内容変更等承認申請書
- 学生証の写しまたは在学証明書

～路線バスで通学される方～

- バス通学定期券の裏面コピー…カード番号が分かるもの
- バス通学定期券の利用内容を記したレシートの写し

～乗合タクシーで通学される方～

- ICカードの裏面コピー…カード番号が分かるもの

乗車実績が分かるもの（ICカード利用履歴など）を提出いただく場合があります。

※申請書類は市HPから印刷するか、該当地区の各支所又は地域活動支援課で配布しています。補助金のお支払いは年3回（8月、12月、4月）の予定です。



4 申請書提出場所

補助対象地域の各支所（浅川、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条）及び地域活動支援課

5 その他

- ・申請は毎年度必要です。前年度に補助を受けていた方も改めてご申請ください。
- ・補助を希望する月の最終開庁日までに申請してください。
- ・申請を受け付けた月より前の月は補助金の交付対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・令和8年度の本事業の実施は、令和8年度予算が議決されてから決定となります。

お問い合わせ

長野市地域・市民生活部 地域活動支援課 (Tel.224-5033)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

市HP

